

ID: 5099

担当部署: 都市建設課

処分の概要	景観整備機構の指定		
法令名称 根拠条項	景観法 第92条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第92条第1項の規定による。 (指定) 第92条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として指定することができる。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日